

令和2、3年度の後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険制度の保険料は、条例により広域連合が定めて賦課され、保険料率は2年ごとに改定となっております。このたび、令和2、3年度の保険料について、令和2年1月30日に開会された東京都後期高齢者医療広域連合(以下「都広域連合」といいます。)議会第一回定例会において、都広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が可決され、決定しました。

1 制度の概要

(1) 運営主体

後期高齢者医療制度は、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合により運営しています。

(2) 保険料

後期高齢者医療制度の保険料は、次の2つにより算定されます。

ア 均等割 …被保険者の受益に応じて等しく賦課するもの。応益分。

イ 所得割 …被保険者の保険料負担能力に応じて賦課するもの。応能分。

2 令和2、3年度の保険料

(1) 特別対策等

都広域連合では、保険料の上昇を抑制するため、本来、保険料で賄う葬祭事業、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補てんの4項目について、区市町村が一般財源で負担する特別対策を実施しています。

また、低所得者の負担を軽減するため、所得割額についても、区市町村が一般財源で負担する都独自軽減を実施しています。

令和2、3年度についても、これらの特別対策等を引き続き実施します。

(2) 保険料の賦課限度額の引き上げと軽減対象の拡充

厚生労働省通知に基づき、令和2、3年度は、保険料の賦課限度額が、64万円(平成30、令和元年度比2万円増)となります。

また、低所得者の均等割保険料の軽減対象となる所得基準額(5割及び2割軽減)が拡充されます。

3 今後のスケジュール(予定)

令和2年2月 令和2年港区議会第1回定例会

(都広域連合規約の変更に関する協議議案提出)

7月 広報みなと記事掲載

保険料の決定通知書の送付

政令本則

	H30、R元年度	R2、3年度	増減	増減率
均等割額	43,300円	46,700円	3,400円	7.9%
所得割率	8.80%	9.41%	0.61ポイント	6.9%
一人当たり 平均保険料額	97,127円	107,077円	9,950円	10.2%

算定案

※国の概算要求に基づき、令和元年10月に広域連合にて暫定案として算定したもの

区市町村による特別対策等の継続
負担金合計 **215億円（2年間）**

	H30、R元年度	R2、3年度	増減	増減率
均等割額	43,300円	44,200円	900円	2.1%
所得割率	8.80%	8.81%	0.01ポイント	0.1%
一人当たり 平均保険料額	97,127円	101,254円	4,127円	4.3%

新保険料

(2年間)

4項目の特別対策 計約213億円

- ・ 葬祭事業 約82億円
- ・ 審査支払手数料 約68億円
- ・ 財政安定化基金拠出金 ※1 0億円
- ・ 保険料未収金補てん 約63億円

区市町村負担金合計

約217億円（2年間）

所得割額独自軽減 ※2 約4億円

- ※1 財政安定化基金拠出金への区市町村からの拠出は、平成26年度以降ありません。
- ※2 賦課の元となる所得金額が15万円以下の場合50%、20万円以下の場合25%を所得割額から軽減します。

	H30、R元年度	R2、3年度	増減	増減率
均等割額	43,300円	44,100円	800円	1.8%
所得割率	8.80%	8.72%	△0.08ポイント	△0.9%
一人当たり 平均保険料額	97,127円	101,053円	3,926円	4.0%

新保険料算定時の設定条件

- (1) 被保険者数は、令和2年度を「**159.6万人（伸び率1.59%）**」、令和3年度を「**160.8万人（伸び率0.75%）**」と推計しました。
- (2) 一人当たり医療給付費の伸び率は、診療報酬改定を含め「**0.40%**」と推計しました。
- (3) 後期高齢者負担率は、厚生労働省通知に基づき「**11.41%**」としました。
- (4) 所得係数は、厚生労働省が行った全国調査を踏まえ、「**1.61**」と推計しました。
このため、均等割額と所得割額の賦課割合は、「**38.31 : 61.69**」となります。
- (5) 平成30年度税制改正（給与所得控除・公的年金等控除の基礎控除への振替）に伴う令和3年度からの旧ただし書き所得の変動により、所得割額の総額を「**3.5億円減**」と見込みました。
- (6) 被保険者の所得の伸び率は、令和元年6月の確定賦課時点の保険料算定所得（確定値）を踏まえ「**-1.16%**」としました（1年間では**-0.58%**）。
- (7) 平成30、令和元年度の財政収支に係る剰余金は、「**186億円**」と見込みました。
- (8) 区市町村の保険料予定収納率を「**98.30%**」としました。
- (9) 保険料の賦課限度額は、厚生労働省通知に基づき「**64万円**」としました。

【参考】保険料額比較（公的年金収入のみの単身世帯）

単位：円

公的年金 収入額	軽減割合				保険料額（年額）						
	R元年度		R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R2年度		R3年度	R3年度	
	均等割額	所得割額	均等割額	均等割額			増加額	増加率		増加額	増加率
80万円	8割軽減	-	7割軽減	7割軽減	8,600	13,200	4,600	53.5%	13,200	4,600	53.5%
168万円	8.5割軽減	50%軽減	7.75割軽減	7割軽減	13,000	16,400	3,400	26.2%	19,700	6,700	51.5%
173万円	5割軽減	25%軽減	5割軽減	5割軽減	34,800	35,100	300	0.9%	35,100	300	0.9%
196万円	5割軽減	軽減なし	5割軽減	5割軽減	59,400	59,500	100	0.2%	59,500	100	0.2%
219万円	2割軽減	軽減なし	2割軽減	2割軽減	92,700	92,800	100	0.1%	92,800	100	0.1%
240万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	119,800	119,900	100	0.1%	119,900	100	0.1%
400万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	245,200	244,200	△1,000	△0.4%	244,200	△1,000	△0.4%
600万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	393,900	391,500	△2,400	△0.6%	391,500	△2,400	△0.6%
889万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	620,000	616,100	△3,900	△0.6%	616,100	△3,900	△0.6%
918万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	620,000	640,000	20,000	3.2%	640,000	20,000	3.2%

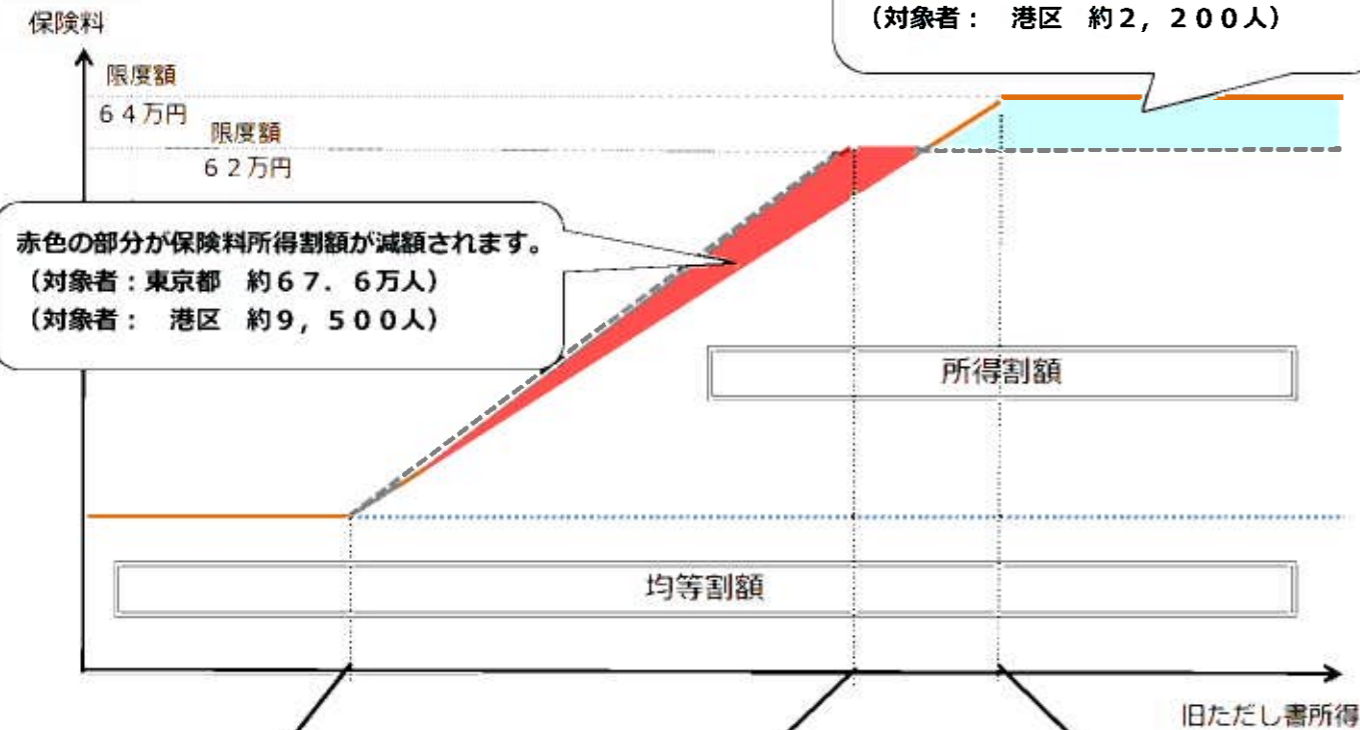
※R2、3年度の所得割額の軽減割合はR元年度と同様

保険料の賦課限度額

保険料の賦課限度額引き上げ

- 保険料の賦課限度額について、62万円から64万円への引き上げが図られました。
- 賦課限度額の見直しにより、被保険者の総所得金額の合計額が増加し、その結果、**中間所得者層の保険料所得割額が減額**されます。

水色の部分は限度額見直しにより保険料所得割額が増額されます。
(対象者：東京都 約4.7万人)
(対象者：港区 約2,200人)



赤色の部分が保険料所得割額が減額されます。
(対象者：東京都 約67.6万人)
(対象者：港区 約9,500人)

旧ただし書所得：0円
(年金収入：153万円)

旧ただし書所得：656万円
(年金収入：889万円)

旧ただし書所得：683万円
(年金収入：918万円)

保険料の軽減対象拡充

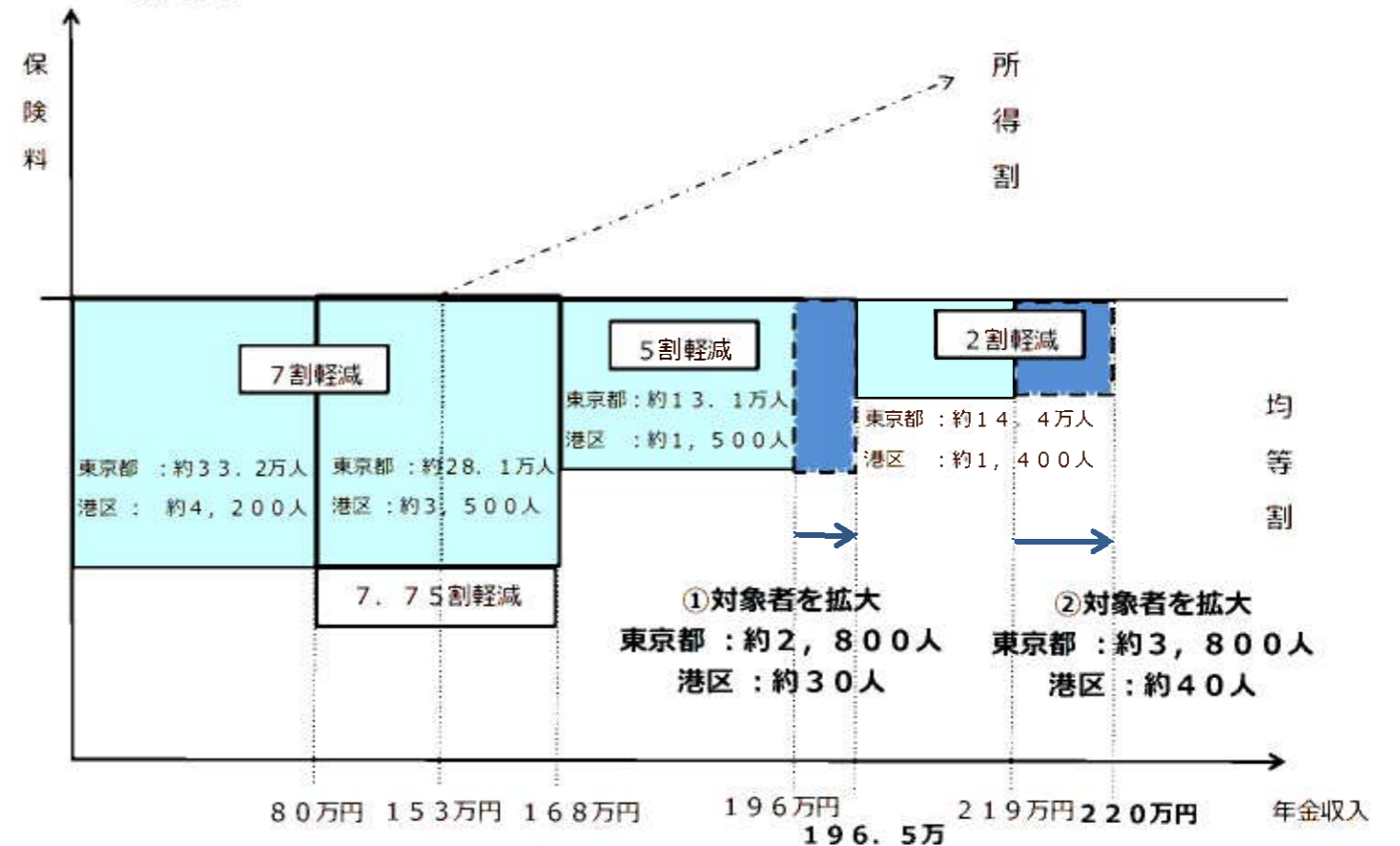
- 低所得者の均等割保険料の軽減対象（5割及び2割軽減）の拡充が図られました。
- 軽減措置の見直しにより**保険料が軽減される被保険者が増加**します。

- ①均等割額5割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額を引き上げます。
(新規対象者 東京都：約2,800人増 港区：約30人増)
(現行) 基準額 33万円+28万円×被保険者数【年金収入 196万円以下】
(改正後) 基準額 33万円+28.5万円×被保険者数【年金収入 **196.5万円**以下】
- ②均等割額2割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額を引き上げます。
(新規対象者 東京都：約3,800人増 港区：約40人増)
(現行) 基準額 33万円+51万円×被保険者数【年金収入 219万円以下】
(改正後) 基準額 33万円+52万円×被保険者数【年金収入 **220万円**以下】

単身世帯の場合

【改正後】

・変更対象者数(東京都) 約6,600人
・変更対象者数(港区) 約70人



東京都後期高齢者医療広域連合の資料から作成